

自衛隊の駐留・多国籍軍への参加反対、有事法制七法案廃案、改憲を許さない決議

イラク人へ主権を移譲するとした六月は、残すところ二〇日をきりました。

イラクの武装勢力は、イラク各地で攻撃を繰り返しています。先日起こった、橋田さんたちに対する銃撃のような事件が発生する危険は、イラク全土にあります。

国連安全保障理事会は、八日、全会一致で一五四六号決議をあげました。アメリカは、イラク駐留を永遠に続けることを決議案に盛り込むために精力的に各国に働きかけました。しかし、それを許さないフランス、ドイツ、ロシア、中国は修正を迫り、三回の修正をして合意したものでした。アラブ世界では「占領の現実の形式的変化で、真の変化はのぞめない」と懐疑的です。

結果は、多国籍軍を「統一指揮下」におき、暫定政権（イラク人の政権）と多国籍軍の間で、話し合うことにしています。また、選挙後の新政権が誕生する一月末には、指揮権は、新政権に移され、それ以前でもイラク暫定政権が駐留を拒否すれば、それを認めることになっています。

国連決議一五四六号は、さまざまな不十分さを残しつつも、国連が関与して主権移譲を行う手続きが示されたことは、一定の前進です。

フランス、ドイツ、ロシア、中国は、多国籍軍へ参加を拒否しています。また、NATO軍の参加にも反対しています。イラク占領軍の中心的存在であるイギリスでは、このたび行われた地方選挙では、与党の労働党が惨敗しました。ブレアのイラク政策への批判だと言われています。国際世論調査会社グローブスキヤンが、世界一九カ国の世論調査の結果では、「米国は世界に否定的影響」としたものが、五五％に達しています。ドイツ、フランス、ロシアでは、七〇％を超えています。

小泉首相は、主要国首脳会議（G8）に際してのブッシュ大統領との首脳会談で、多国籍軍への自衛隊参加を表明しました。多国籍軍の任務のなかに「人道・復興支援」があるから、そのことで、自衛隊が役割を果たせる、がその理由です。決議では「イラクにおける安全と安定を維持するのに役立つあらゆる必要な措置」としています。パウエル米國務長官は、多国籍軍の主な任務は、治安の維持（反乱者に対する戦闘作戦）や兵器の取り締まりをあげています。

与党内部からも、手続き上からも問題がある、別な法律が必要などの意見が出されています。

非戦闘地域で活動する、復興・人道支援である、というイラク特措法の前提条件がすでに崩れています。さらに、多国籍軍への参加は、政府が繰り返して表明してきた「集団的自衛権は、権利としてはあるが、憲法上行使できない」にも、逸脱するものです。手続きを経ない憲法無視の態度は絶対に許されるものではありません。

さらに、現実と憲法の間に乖離があるので改憲だ、というのは、まったく逆さまの議論です。イラクから自衛隊を引き揚げて、憲法上多国籍軍には参加しないことを世界に表明した上で、イラクの復興に協力することが日本が行うべき国際貢献です。こうしたことがまさに憲法のいう「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」（憲法前文）を実践することです。

一〇日、加藤周一、大江健三郎、小田実氏など九人が「九条の会」を発足させました。アピールでは、「あらためて憲法九条を激動する世界に輝かせたい」とし、「日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ『改憲』のくわだてを阻むため、一人ひとりができる、あらゆる努力を、いますぐ始める」ことを訴えています。

今国会は、一六日で終了します。政府・与党は、有事法制七法案を成立させるとしています。その中心の「国民保護法」は、名称とは反対に国民の権利を大幅に制限するものです。しかも、有事の場合だけではなく、おそれのある場合も、テロがあった場合も適用できることになっています。米軍・自衛隊の活動を自由にし、国民の権利を制限するものであり、絶対に許すことのできないものです。

私たちは、次のことを強く要求します。

- 一、自衛隊をイラクから撤退させること。
- 一、自衛隊を多国籍軍へ参加させないこと
- 一、有事法制七法案は廃案にすること
- 一、憲法の改悪を行わないこと
- 右、決議します。

二〇〇四年六月一二日

埼玉県高等学校教職員組合第三回分会・専門部代表者会議

